

泉北環境整備施設組合資金不足比率の公表について

平成30年10月

資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の第3条の規定により、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、地域の方々に財政の早期健全化や再生の必要性を判断していただける資料を提供するため、毎年、前年度の決算に基づく資金不足比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表するものです。

資金不足比率

泉北環境整備施設組合の平成29年度の資金不足比率は以下のとおりです。

□ 概要（算定方法）

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものであります。

□ 算定結果

特別会計の名称	経営健全化基準	資金不足比率
廃棄物発電事業特別会計	20.0%	—

資金不足比率

公営企業会計ごとの赤字(資金不足)額の有無と、事業規模(事業収入)に対する割合を表します。資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

担当／総務課 企画財政係